

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年 7 月 31 日

水 曜 日

第 4526 号

目 次

公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

告 示

○車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号の規定による道路の指定及び同令第 10 条第 1 項の規定による通行方法の公示 6

○車両制限令第 3 条第 4 項の規定による道路の指定及び同令第 10 条第 2 項の規定による通行方法の公示 7

公 告

○落札者の公示 10

規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年 7 月 31 日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

富山県公安委員会規則第 4 号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和 47 年富山県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 14 条の 2 関係）

路 線 名	区 間
高速自動車国道 北陸自動車道	小矢部市内山地内 石川県境から 下新川郡朝日町境地内 新潟県境まで
高速自動車国道 東海北陸自動車道	南砺市成出地内 岐阜県境から 小矢部市水島地内 小矢部砺波 JCT まで

一般国道8号	下新川郡朝日町境内 新潟県境から 下新川郡朝日町平柳地内 平柳交差点まで
一般国道8号	下新川郡朝日町南保字梅枝1498番3から 小矢部市安楽寺地内 石川県境まで
一般国道8号	小矢部市芹川地内 芹川東交差点から 高岡市福岡町木舟地内 福岡ICまで
一般国道8号	下新川郡入善町上野1578番1 上野交差点から 黒部市古御堂地内 古御堂(東)交差点まで
一般国道41号	富山市笹津字上平割623番1先から 富山市高内地内 高内交差点まで
一般国道41号	富山市下大久保字八番割3194番5から 富山市金泉寺65番の1まで
一般国道156号	砺波市太郎丸地内 太郎丸交差点から 高岡市上四屋663番の1まで
一般国道160号	氷見市稲積地内 稲積交差点から 氷見市大野新地内 幸町北交差点まで
一般国道160号	氷見市幸町地内 幸町交差点から 高岡市四屋855番1まで
一般国道415号	富山市針原中町字馬放917番3から 富山市水橋市田袋117番2まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目56番先から 富山市千原崎地内 千原崎西交差点まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目2番5から 富山市千原崎一丁目6番3号先まで
一般国道415号	射水市作道字中不湖798番4から 射水市堀岡古明神字浜田120番先まで
一般国道415号	高岡市伏木国分一丁目384番先から 高岡市吉久一丁目2920番26先まで
一般国道415号	氷見市大野地内 氷見ICから 氷見市鞍川地内 幸町交差点まで
一般国道470号	小矢部市水島地内 小矢部砺波JCTから 氷見市大野地内 氷見ICまで
一般国道472号	射水市作道198番から 射水市上野553番まで

主要地方道 富山立山魚津線	富山市西中野町一丁目15番から 富山市中川原字土場割273番5まで
主要地方道 新湊庄川線	射水市坂東地内 坂東交差点から 射水市小泉87番先まで
主要地方道 新湊庄川線	高岡市中曾根505番1先から 高岡市中曾根1155番1先まで
主要地方道 砺波福光線	砺波市栄町28番から 砺波市出町16番1まで
主要地方道 伏木港線	高岡市伏木矢田293番6から 高岡市広小路107番先まで
主要地方道 高岡羽咋線	高岡市北島1554番先から 高岡市国吉1215番2先まで
主要地方道 富山港線	富山市北新町地内 北新町交差点から 富山市中島地内 中島ICまで
主要地方道 富山港線	富山市中島一丁目字流田割29番6から 富山市千原崎一丁目2番5まで
主要地方道 富山港線	富山市西宮町地内 岩瀬西宮交差点から 富山市東岩瀬町31番先まで
主要地方道 富山魚津線	富山市千原崎地内 千原崎交差点から 富山市岩瀬天神町62番先まで
主要地方道 小杉婦中線	射水市戸破字神明625番2先から 射水市黒河1986番先まで
主要地方道 小矢部伏木港線	高岡市国吉1215番2先から 高岡市東海老坂字大坪490番3まで
主要地方道 新湊平岡線	富山市本郷中部139番から 富山市野町字円角割27番8まで
主要地方道 富山高岡線	富山市大手町7番2から 富山市野町字円角割24番9まで
主要地方道 富山高岡線	射水市小島地内 日本電工(株)前から 射水市大島北野地内 北野交差点まで
主要地方道 養輪滑川インター線	滑川市金屋931番1から 滑川市上小泉字鹿熊田割10番3まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生字大門8741番7から 黒部市生地中区246番3まで

主要地方道 高岡環状線	高岡市能町555番182から 高岡市下伏間江576番先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市二塚454番2先から 高岡市六家字芋田933番1先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市長慶寺446番4先から 高岡市米島字表向445番1先まで
主要地方道 高岡小杉線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 射水市上野地内 五歩一交差点まで
主要地方道 高岡水見線	高岡市昭和町二丁目258番10から 高岡市岩坪字東割873番2まで
主要地方道 富山大沢野線	富山市飯野字八幡割24番から 富山市双代町40番3まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市新保字石原割178番4から 富山市下熊野字柳原割292番2まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市安養寺509番2から 富山市安養寺438番2まで
一般県道 富山滑川魚津線	滑川市上小泉字鹿熊田割10番3から 魚津市住吉字前川原1074番1まで
一般県道 富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋117番2から 富山市水橋鏡田1055番地先まで
一般県道 八幡田稲荷線	富山市東町一丁目7番6から 富山市海岸通字八幡田割3番80まで
一般県道 堀岡小杉線	射水市堀岡古明神字浜田120番先から 射水市片口65番まで
一般県道 片口牧野線	射水市片口65番から 射水市片口359番1先まで
一般県道 姫野能町線	高岡市石丸487番1から 高岡市能町2841番まで
一般県道 流杉町袋線	富山市金泉寺228番2から 富山市針原中町字馬放917番3まで
一般県道 串田新黒河線	射水市橋下条15番1から 射水市黒河3355番まで
市道 住吉4号線	魚津市住吉字前川原1074から 魚津市住吉字中沼249まで

市道 蛭川上野線	富山市蛭川146-1番から 富山市上野字宮西割846-3番地まで
市道 下熊野吉岡線	富山市下熊野字庄平割204番4から 富山市吉岡664番まで
市道 今泉安養寺線	富山市安養寺465番地2から 富山市安養寺1788番地7まで
市道 綾田北代3号線	富山市窪本町字三番沼割1の1番地から 富山市窪本町まで
市道 綾田北代2号線	富山市窪本町から 富山市綾田町早稲田割62の17番地まで
市道 田中線	富山市綾田町早稲田割62の17番地から 富山市上富居字苗代割1130の8番地まで
市道 上富居42号線	富山市上富居字大百苅275番1地先から 富山市上富居字大百苅229番16地先まで
町道 辻横水線	下新川郡朝日町山崎159番の2から 下新川郡朝日町殿町745番まで
町道 殿町細野線	下新川郡朝日町殿町751番から 下新川郡朝日町山崎新37番まで
市道 新田三田線	富山市八尾町新田1021番から 富山市八尾町新田180番まで
市道 大門針原線	射水市橋下条1479番3から 射水市橋下条1491番2まで
市道 大門針原線	射水市橋下条1491番2から 射水市本田444番4まで
市道 神主町出来田1号線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 高岡市赤祖父地内 問屋センター入口交差点まで
港湾道路 臨港道路西線	射水市奈呉の江54番地から 射水市作道字下八島543番地2まで
広域農道	下新川郡朝日町南保1498-1番地から 下新川郡朝日町山崎地先まで

様式第1号、様式第4号から様式第8号の2まで、様式第10号、様式第14号、様式第15号、様式第18号から様式第19号の3、様式第21号及び様式第22号中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第24号の4及び様式第25号の2中「日本工業規格A列5番」を「日本産業規格A列5番」に改める。

様式第27号から様式第30号まで、様式第33号の2から様式第38号の3まで、様式第38号の7から様式第38号の10まで、様式第38号の14から様式第40号まで及び様式第41号の2中「日本工業規格A列4番」を「日本産業規格A列4番」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

富山県告示第326号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定及び同令第10条第1項の規定による通行方法の公示について

車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「政令」という。）第3条第1項第3号の規定により通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、政令第10条第1項の規定により当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 政令第3条第1項第3号の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 415号	富山市千原崎一丁目56番地先から 富山市千原崎一丁目73番地先まで
主要地方道 富山魚津線	富山市千原崎一丁目2番3から 富山市岩瀬天神町62番まで
主要地方道 富山港線	富山市東岩瀬町31番から 富山市西宮町 122番13まで
主要地方道 富山港線	富山市中島一丁目29番4から 富山市北新町3番19まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 政令第10条第1項の規定により定める車両の通行方法

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

富山県告示第327号

車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法の公示について

車両制限令（昭和36年政令第265号。以下「政令」という。）第3条第4項の規定により国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、政令第10条第2項の規定により当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月31日

富山県知事 石 井 隆 一

1 政令第3条第4項の規定により指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 415号	射水市作道 171番から 射水市摺出寺 300番まで
国道 415号	射水市新堀40番地先から 射水市堀岡古明神 120番まで
国道 415号	富山市千原崎三番刈割56番地先から 富山市西宮町45番まで
国道 470号	高岡市蜂ヶ島27番 1 地先から 小矢部市水島 488番地先まで
国道 472号	射水市作道 198番から 射水市上野 442番まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市能町 555番 182から 高岡市野村1665番 1 地先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市二塚 454番 2 から 高岡市六家字堂田 773番 2 まで
主要地方道 高岡小杉線	高岡市二塚 303番 4 から 射水市橋下条29番まで
主要地方道 新湊平岡線	富山市本郷東部 1 番から 富山市北押川1987番 7 地先まで
主要地方道 富山魚津線	富山市西宮町 2 番 3 から 富山市岩瀬天神町62番まで
主要地方道 富山港線	富山市東岩瀬町31番から 富山市北新町 3 番19まで

2 指定する期日

令和元年 7 月 31 日

3 政令第10条第 2 項の規定により定める車両の通行方法

(1) 交差点における左折又は右折にあたっての誘導

- ① 第 1 欄の道路から第 2 欄に所在する交差点を左折して第 3 欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 2 条第 1 項第

17号に規定するものをいう。)又は自転車(以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
国道 415号	富山市千原崎(千原崎交差点)	主要地方道富山魚津線(岩瀬方向の車線に限る)
主要地方道 富山魚津線	富山市西宮町(岩瀬西宮交差点)	主要地方道富山港線(岩瀬方向の車線に限る)
主要地方道 富山港線	富山市西宮町(岩瀬西宮交差点)	主要地方道富山魚津線(岩瀬方向の車線に限る)

- ② 第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
国道 415号	富山市千原崎(千原崎交差点)	主要地方道富山港線(北新町方向の車線に限る)
主要地方道 富山魚津線	富山県富山市西宮町(岩瀬西宮交差点)	主要地方道富山港線(岩瀬方向の車線に限る)
主要地方道 富山港線	富山県富山市西宮町(岩瀬西宮交差点)	主要地方道富山魚津線(北新町方向の車線に限る)

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

公 告

落札者の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和元年7月31日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る委託業務の名称及び数量
富山県警察犯罪情報照会管理システム開発委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県警察本部警務部情報管理課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社電算システム 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
- 5 落札金額
34,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年5月15日